



流山市監査委員告示第7号

随時監査（公金管理）の結果に基づき講じた措置について、流山市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

平成30年3月26日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

海老原 功





第4号様式

流山市 第1113号

平成30年3月19日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成28年9月1日付け、流監第55号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	平成28年9月1日 ・ 流監第55号		
監査の種別	随時監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
市民生活部市民課 おおたかの森出張所	意見	過度と思われる集計や書類作成が行われており、合理性の面においては疑問が残る。 正確性を担保しつつもより合理的な事務処理量となるように検討されたい。	日々の業務における集計や統計資料等の作成について精査を行った。 削減には至らなかったが、新たな事務（旅券事務）の集計は、既存の集計表を変更して対応し、事務量の増加を抑制した。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。
表示は、「指摘」又は「意見」とする。